

○6番（片平恵美）（登壇） 日本共産党の片平恵美です。

まず、障害者福祉について質問します。

我が子に障害があると知ったとき、私は、ほかのいろんなものを犠牲にして、一生この子の介護に追われるのかもしれないなと思いました。

保健センターから紹介され参加したダウン症児の母の会で出会った先輩お母さんたちは、障害児を抱えていても生き生きと仕事をし、子供との時間も大切にし、我が子も、よその子も慈しみ、たくましく、明るく、私の目からうろこがぼろぼろ落ちました。その影響で、私も子供を保育園に預け、学校生活介助員の仕事を始めました。介助員の方には、お子さんが障害児という方も少なくありません。障害を持つ子供たちは、在学中は放課後等デイサービスやタイムケアを利用し、施設へのお迎え、または施設からのお送りの時間まで、安全に過ごすことができます。

事業所によって時間に違いはあるものの、平日には、5時から6時くらいまでは見ていただけるので、仕事をする保護者は助かります。

支援学校を卒業すると、重度の障害を持つ子たちを受け入れてくれるのが生活介護事業所です。

この生活介護について、まず質問をさせていただきます。

全国的な傾向ですが、市内の生活介護事業所も、現在、新規の受入れが難しくなっているという話を聞きます。第7期障がい福祉計画を拝見しましても、令和3、4、5年のサービス利用状況は、見込みを上回って増加していることが分かります。このサービスが利用できないとなると、障害を持つ当事者は、社会参加の場が持てず、その保護者、介護者は仕事を続けることができなくなります。卒業が怖い、卒業したくないと、私のママ友も口をそろえて言います。

この生活介護事業の必要性について、市は共生社会実現の観点からどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

次に、サービスの確保についてです。

令和6年度の生活介護利用状況はどうでしたか。また、利用希望者を全て受け入れることができていのでしょうか。例えば、週5日利用を希望されている方が希望どおりには利用できていないなど、需要に対し供給量が不足してはいませんか。事業所への聞き取りなどから、数として把握しておられるのかお伺いします。

また、計画には、確保のための方策として、事業者の育成・確保を進めていく必要があり、そのため、新規事業者の参入を促進するとありますが、見通しはいかがでしょうか。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 片平議員さんの御質問にお答えいた

します。

障害者福祉についてでございます。

まず、生活介護についてお答えいたします。生活介護事業の必要性についてでございます。

生活介護事業は、常に介護を必要とする18歳以上の障害のある利用者に対して、障害者支援施設等において、日常生活の介護や支援、創作的活動、生産活動の機会の提供を行うものでございます。共生社会を実現する上で、障害のある人やその保護者、介護者などにとりましても、社会参加やQOL、生活の質の向上といった観点からも必要な制度の一つであると認識いたしております。

次に、令和6年度の生活介護利用状況についてでございます。

月平均の利用見込みが375人に対し、現時点で372人とおおむね見込みどおりとなっており、今後も増加傾向と考えております。また、利用希望者を全て受け入れることができているかにつきましては、全てのニーズを把握することは困難ですが、市内の事業所に伺いましたところ、御利用の希望は多くあり、週5日希望する同一事業所での利用ができず、空きのある事業所を併用して必要な日数を確保し、利用されている方もいらっしゃるとのことでした。

昨年3月に策定した新居浜市第7期障がい福祉計画におきましても、その利用は今後も増加していくと見込んでおりますことから、サービス事業者の育成・確保は課題と捉えており、新規事業者の参入を目指し、市として、サービス等事業者に対して、国や県の制度や補助金等に関する情報提供等に努めているところでございます。

そのような中、現在、新たに開設を検討されている事業者もあると伺っているところでございます。

○議長（小野辰夫） 片平恵美議員。

○6番（片平恵美）（登壇） 御答弁ありがとうございました。

本当に、このまま放っておいたら、家に籠もらざるを得ない障害者と保護者が増え続けてしまいます。現状を把握していただいているということで、ぜひ、積極的に手を打っていただきたいと思います。

もし、民間で足りなければ、市がやってもとがめられることはないと思いますので、あらゆる可能性を追求していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、保護者等への支援について質問します。

放課後等デイサービスも、長期休業中は終了時間が早くなります。職場の理解を得て、融通を利かせてもらうか、その時間だけのパートのお仕事にするかしなければいけません。テレワークに近い働き方をされていた友人もいますけれども、子供が帰ってきたら、介護で仕事どころではなく、思ったように働けなくて退職されました。生活介護も終了時間が3時半頃と早く、お勤めをされている保護者、介護者は、ヘルパーを利用したいが、ヘルパーも不足しており大変困っているという話を聞

きます。保護者も、その人らしく働き、余暇を楽しむ人生があつてよいのではないのでしょうか。

例えば、看護師、保育士、福祉職の資格を持ち、本人も働きたいと思っているのに、社会の制度が整っていないばかりに働くことができないというのは社会的損失ではないのでしょうか。保護者等の就労支援の必要性について、市はどのような認識をお持ちでしょうか。お伺いいたします。

今年度の報酬改定で、生活介護の基本報酬については、サービス提供時間ごとに、８時間以上９時間未満まで設定されることに加え、延長支援加算は９時間以上の支援が評価される体系に改定されています。また、放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われています。

本市において、この改定によりサービス提供時間を延ばした事業所はどのくらいありますか。また、延ばしていない事業所が延ばさない理由は何でしょうか。

保護者等の就労支援や家族の負担軽減のための方策について、市としてどう取り組んでいこうと考えておられるのか、御所見をお伺いします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）保護者等への支援についてお答えいたします。

保護者等への就労支援の必要性の認識につきましては、片平議員さん御指摘のとおり、18歳になり学校を卒業すると、午後６時頃まで利用できる放課後等デイサービスは受けられなくなり、大人のサービスである生活介護や就労系の通所サービスを利用することになります。その大半は午後３時頃に終了することから、保護者等は見守りや介助等のために離職したり働き方を変えたりする必要に迫られる、18歳の壁という問題があることは承知いたしております。

子供の教育費や親亡き後の備えのために、また、2012年に放課後等デイサービスが事業化されたこともあり、働く親が増えている現在、全国的にも深刻な課題で、知識、技術、働く意欲のある方が働くことができないことは大きな損失であり、何らかの支援が必要であるということは認識いたしております。

次に、昨年の報酬改定により、生活介護のサービス提供時間を延長した事業所につきましては、ほとんどの事業所で検討をいただいております。以前に比べサービス提供時間を延長した事業所は３事業所ございました。

サービス提供時間を延ばせない事業所の理由としては、長時間のサービス提供を行うための支援者や体制の確保が難しいとのことでございました。

次に、保護者等の就労支援や家族の負担軽減のための方策につきましては、生活介護事業所における時間延長が望ましいと考えておりますことから、生活介護事業所の人材不足

など、事業所の抱える課題の解決に向け、関係団体等とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小野辰夫） 片平恵美議員。

○6番（片平恵美）（登壇） 本当に、どこでも同じ問題があると思うんですけど、人手不足というのが大変な問題だと思います。

子供が障害者であるという親の方には、福祉の仕事をやってみたいという方もたくさんおられますので、そこがうまく回り出したらいいのかなというふうに、そこに人材がいるのではないかという気もいたしますので、ぜひとも積極的に御支援のほうをよろしくお願いいたします。

3点目、障害者の人権の擁護についてお伺いをいたします。

障害児施設での虐待の報道は、多くの市民に衝撃を与えました。市は、早くから問題を把握し、対応されてきたと伺っています。報道では、市と事業者との認識の違いも伝えられています。言葉で伝えられない、助けを求めることができない障害児を虐待からどう守るのか、社会全体で取り組んでいくべき課題であることは言うまでもありません。

そこで、数点お伺いします。まず、虐待に対する市の基本姿勢について、おとしの小野辰夫議員の質問に対する御答弁にもありましたが、改めてお伺いをいたします。

次に、何を虐待とするかについてです。保護者が了承していれば、それは虐待ではないのか、明確な基準があるのかについて教えてください。また、そのことについて、事業所対象の研修会はありますか。事業所の責任者だけでなく、職員にも徹底する必要がありますが、事業所内で研修がされているのか把握する仕組みはあるのでしょうか。

最後に、言葉で表現できない方たちの権利擁護について、障害を持つ人だけでなく、小さいお子さん、赤ちゃんや、言葉が不自由になったお年寄り、自分がされてつらかったことを告発することができません。どのように虐待を防いでいくのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 人権の擁護についてお答えいたします。

虐待に対する本市の基本姿勢につきましては、虐待はどのような状況や理由であれ、個人の尊厳を害する行為として容認できないものと考えており、特に、福祉施設において行われる虐待に対しては、決してあってはならないものとして、厳正に対処していくことを基本姿勢としております。

次に、何を虐待とするか明確な基準があるかにつきましては、厚生労働省が作成しております障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引きにおいて、障害者虐待は刑事罰の対象になる場合があることから虐待行為の具体的な例が挙げられており、この手引きを基準として判断いたしております。これらの

虐待行為は、御家庭、事業所など、どこで行われた行為であっても虐待となります。

次に、事業所対象の研修会につきましては、令和4年4月から、障害者福祉施設等の運営基準に基づき、事業所において虐待の発生、またはその再発を防止するため、虐待防止委員会の定期的な開催、その結果について従業者に周知徹底を図ることや、従業者に対する虐待防止研修の定期的な実施、これらを適切に実施するための担当者を置くことが義務づけられております。

事業所内での研修の把握につきましては、県による運営指導において、運営基準が遵守されているか調査されております。

次に、どのように虐待を防いでいくかにつきましては、障害者虐待防止法により、市町村に障害者虐待防止センターの設置が義務づけられており、新居浜市障がい者虐待防止センターにおいて、虐待通報や届出の受理、養護者による虐待の相談、指導及び助言などを行っております。言葉で表現できない方たちの権利擁護のためにも、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報する義務が定められていることを広く市民に周知するとともに、通報、相談しやすい障がい者虐待防止センターとなるよう、関係機関や団体と連携を深めてまいります。また、障害者虐待防止に係る啓発活動を行い、障害者の人権の擁護に取り組んでまいります。

○6番（片平恵美）（登壇） 御答弁ありがとうございました。

2点、質問をさせていただきます。まず、研修についてなんですけれども、事業所内の研修のときに、虐待防止センターの方などが一緒に参加するという仕組みがあるのでしょうか。ぜひ、できるようにしていただきたいが、いかがかということが1点目。

もう一つが、事業所の中で、あの対応が本当によかったのかとお互いに言い合える、民主的な運営がされているということが自浄作用になってサービスの向上や虐待防止になると思います。言えない空気はあってはならないと思いますが、あり得ないことではありません。虐待防止センターの窓口について、施設の責任者から全職員に周知してもらおうよう呼びかけてみられてはいかがでしょうかということが2点目です。そうすることで、責任者も告発されないように、みんなが意見を言いやすい職場にしようという考えを持つことにつながるのではないかと思います。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇） 片平議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、事業所等の研修に対して虐待防止センターが参加して、研修、指導などを進めるべきではないかといったことと、虐待防止センターの窓口について、施設の責任者から職員に周知するような呼びかけは必要じゃないかといった質問かと思いま

す。

まず、虐待防止センターから福祉事務所等へ出向いて研修や指導を行うことにつきましては、これまでも希望があった社会福祉法人などには出向いて、研修の講師をしていただいたりはしています。ただ、細かく研修と一緒に参加してというようなことはあまりできていないと思いますので、今後さらに積極的な指導ができるよう、働きかけてまいりたいと思います。

もう一点の虐待防止センターの窓口について、施設の責任者から職員に周知するような呼びかけにつきましては、虐待防止センターの窓口があることは、市政だよりやホームページなどで広報させていただいているんですが、御提案のように、障害福祉サービスの事業所の責任者から職員に対しての周知というのも重要であると思います。虐待を見逃すことのないように、虐待が疑われる場合、匿名でも通報できるというようなことを従業者の方々にも説明したり、通報者は解雇とか、不利益な取扱いを受けることがないんですよというようなこと、そういう周知も必要かと思いますので、施設の責任者から職員に対して各種研修等をする機会を捉えて、周知に取り組んでいただくよう、呼びかけてまいりたいと思います。

○議長（小野辰夫） 片平恵美議員。

○6番（片平恵美）（登壇） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。